

○御殿場市市民協働型まちづくり事業補助金交付要綱

平成19年3月22日

告示第78号

改正 平成21年6月15日告示第154号

令和7年1月6日告示第4号

(趣旨)

第1条 この要綱は、御殿場市市民協働型まちづくり推進指針（令和3年4月1日改定。以下「指針」という。）に規定する市民協働型まちづくりを推進し、市民と行政との協働による住み良い地域社会を実現するため、市民協働事業を実施する市民活動団体に対し、予算の範囲内において補助金を交付することに関し、必要な事項を定め、その交付に関しては、御殿場市補助金交付規則（昭和30年御殿場市規則第12号）及びこの要綱の定めるところによる。

(一部改正〔令和7年告示4号〕)

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民協働事業 指針に規定する市民協働型まちづくりを推進する事業をいう。
- (2) 市民活動団体 市内に活動拠点を有し、公益性のある非営利事業（宗教活動、政治活動及び選挙活動を目的とする事業を除く。）に自主的に取り組む、3人以上で構成する団体をいう。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、市民活動団体が自ら企画し、市内で実施する市民協働事業とし、次に掲げる事業の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

- (1) はじめの一步事業 これから活動を始めようとする市民活動団体で、かつ活動の継続を前提として計画されている市民協働事業
- (2) 市民提案事業 市民活動団体が、市民と行政との連携による住み良い地域社会を実現するために、その専門性及び特性を発揮することが期待できる市民協働事業

2 前項に規定する補助対象事業が、次の各号のいずれかに該当するときは、補助の対象としない。

- (1) 同一年度において、国、地方公共団体、民間団体等から他の制度による補助、助成又は委託を受けている事業
- (2) 事業の効果が特定の個人又は団体に帰属するもの

- (3) 専ら営利を目的とし、公益性を欠くもの
 - (4) 先進地視察、各種会議又は講演会への出席及び人的な交流を主たる目的とするもの
 - (5) 市民活動団体が所有し、又は賃借している施設の建設、改修若しくは維持管理又は物品の購入を主たる目的とするもの
- (補助金の額等)

第4条 補助金の額は、次の各号に掲げる事業に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) はじめの一步事業 事業に要する経費の10分の10以内の額とし、1件あたり10万円を限度とする。
- (2) 市民提案事業 事業に要する経費の10分の10以内の額とし、1件あたり30万円を限度とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる経費は補助の対象経費からは、除くものとする。

- (1) 市民活動団体の事務所等を維持するための経費
- (2) 市民活動団体の経常的な活動に要する経費
- (3) 市民活動団体の構成員に対する人件費、謝礼等の経費

3 補助金の交付回数は、当該年度において同一団体は1回限りとし、同一事業を継続する場合は、3年を限度とする。ただし、はじめの一步事業については、1回を限度とする。

(一部改正〔令和7年告示4号〕)

(補助金の申請及び審査)

第5条 補助金の交付を要望しようとする市民活動団体（以下「補助要望団体」という。）は、御殿場市市民協働型まちづくり事業補助金要望書兼申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出し、審査を受けるものとする。

- (1) 市民活動団体の概要（様式第2号）
- (2) 事業計画書（様式第3号）
- (3) 事業収支予算書（様式第4号）
- (4) その他補助金の交付に関し参考となる書類

2 市長は前項に規定する審査を御殿場市市民協働型まちづくり推進協議会設置条例（平成21年御殿場市条例第2号）に規定する御殿場市市民協働型まちづくり推進協議会（以下「協議会」という。）に依頼する。

3 第1項に規定する審査の基準及び方法は、市長が別に定める。

4 協議会は、審査結果を取りまとめ市長へ報告するものとする。

(一部改正〔平成21年告示154号〕)

(補助対象事業の選考及び通知)

第6条 市長は、前条に規定する報告を受けたときは、補助金の交付の可否を検討し、御殿場市市民協働型まちづくり事業補助金選考結果通知書兼交付決定通知書(様式第5号)により、補助要望団体に通知するものとする。

(補助金の請求)

第7条 補助金の交付決定を受けた補助要望団体(以下「補助対象団体」という。)は、御殿場市市民協働型まちづくり事業補助金交付請求書(様式第6号)を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の請求書の提出があったときは、速やかに補助対象団体に補助金を交付するものとする。

(実績報告等)

第8条 補助対象団体は、補助対象事業が終了したときは、速やかに御殿場市市民協働型まちづくり事業補助金実績報告書(様式第7号)に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 収支決算書(様式第8号)

(2) 領収書の写し

(3) その他市民協働事業に関する資料

(活動報告会)

第9条 市長は、補助対象団体の活動実績を市民に公開し、併せて市民活動団体相互の交流及び意見交換を図るため、活動報告会を開催する。

(補助金の返還)

第10条 市長は、補助対象団体が次の各号のいずれかに該当するときは、既に交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

(1) 虚偽その他不正な行為により補助金を受けたとき。

(2) 補助対象事業の内容を変更したとき。

(3) 市長が適当でないと認めたとき。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成19年4月1日から施行する。

(御殿場市市民公益活動促進事業補助金交付要綱の廃止)

2 御殿場市市民公益活動促進事業補助金交付要綱(平成16年御殿場市告示第21号)

は、廃止する。

（御殿場市市民協働型まちづくり推進協議会設置要綱の一部改正）

- 3 御殿場市市民協働型まちづくり推進協議会設置要綱の一部を次のように改正する。

第2条中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

（3） 御殿場市市民協働型まちづくり事業補助金交付要綱（平成19年御殿場市告示第78号）第5条に規定する審査に関すること。

附 則（平成21年6月15日告示第154号）

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（令和7年1月6日告示第4号）

（施行期日）

- 1 この告示は、令和7年4月1日から施行する。

（準備行為）

- 2 この告示を施行するために必要な準備行為は、この告示の施行前においても行うことができる。

様式第1号(第5条関係)

御殿場市市民協働型まちづくり事業補助金要望書兼申請書

年 月 日

御殿場市長 様

所 在 地
団 体 の 名 称
代 表 者 の 氏 名

区 分	☐ はじめの一步事業 ☐ 市民提案事業
交 付 申 請 額	円
事 業 の 名 称	
実 施 期 間	(着手) 年 月 日()から (完了) 年 月 日()から
事 業 の 分 野	☐ 保健・医療・福祉の増進 ☐ 海外協力・外国人支援 ☐ 環境・暮らし ☐ 子育て・教育・青少年 ☐ 生涯学習 ☐ 文化・スポーツ ☐ まちづくり ☐ 消費生活 ☐ 男女共同参画 ☐ 人権・平和 ☐ 災害支援 ☐ 職業能力開発・雇用拡充 ☐ 地域安全 ☐ 情報化 ☐ 科学技術振興 ☐ 経済活性化 ☐ NPO支援・その他()
行政との協働 の あり 方	
継続希望期間	(継続希望期間) 年度・ 年度

様式第2号(第5条関係)

市 民 活 動 団 体 の 概 要

団 体 名	
代 表 者	(氏名) (住所) (〒) (電話) (FAX) (E-mail)
構 成 員 数	(役員数) (会員数)
団 体 の 目 的	
団 体 の 経 緯	
年 間 予 算	(年度予算又は 年 月 日～ 年 月 日の予算) 円 ※前年度又は前々年度の決算書がある場合には、添付してください。
過去の助成実績	今までに、下記の団体等の助成を受けたことがありますか。 ☐ 御殿場市及びその外郭団体 (年:) ☐ 静岡県及びその外郭団体 (年:) ☐ その他の助成団体 (年:)
過去の活動実績	

※パンフレットや活動報告書など、団体の活動の概要が分かる資料がありましたら、添付してください。

様式第3号(第5条関係)

事業計画書

1 現状の課題と事業の目的

【現状課題と対応の方向＝事業の目的】

2 事業を行うことで期待できる具体的な効果や成果

【先駆性・独創性・専門性等の市民公益活動の特性がどのように生かせるか、具体的な効果や成果、さらには波及効果など】

3 事業の内容

【内容・実施方法・実施体制・実施場所・実施日程等】

4 行政との協働について、どのような協働を行うのか？その相手先はどこか？

5 今後の事業スケジュール

【当該年度の事業終了後、対象となった事業をきっかけにどのように団体の活動を展開していくのか】

様式第4号(第5条関係)

事業収支予算書

(収 入)

科 目	金 額	内 訳
計		

(支 出)

科 目	金 額	内 訳
計		

様式第5号(第6条関係)

御殿場市市民協働型まちづくり事業補助金選考結果通知書兼交付決定通知書

第 号
年 月 日

様

御殿場市長 印

年 月 日に審査しました 年度御殿場市市民協働型まちづくり事業補
交 付
助金は、下記のとおり することに決定しましたので通知します。
不交付

記

- 1 交付決定額 円
- 2 交付・不交付の理由(補助の条件)

様式第6号(第7条関係)

御殿場市市民協働型まちづくり事業補助金交付請求書

年 月 日

御殿場市長 様

請求者 所 在 地
団 体 の 名 称
代表者の氏名 印

年 月 日付け、第 号により交付の決定を受けた御殿場市市民協働型
まちづくり事業補助金を次のとおり請求します。

補助金額 円

補助金の振込先

金 融 機 関 名			
フリガナ			
口座名義人			
口座種別	普 通 当 座	口座番号	

※請求者と口座名義人が異なる場合は、委任状を添付してください。

様式第7号(第8条関係)

御殿場市市民協働型まちづくり事業補助金実績報告書

年 月 日

御殿場市長 様

所 在 地
団 体 の 名 称
代 表 者 の 氏 名

年 月 日付け 第 号により交付決定を受けた、御殿場市市民協働型まちづくり事業を実施したので、関係書類を添えて報告します。

区 分	☐ はじめの一步事業 ☐ 市民提案事業
事 業 の 名 称	
事 業 の 内 容	
事業の成果等	

様式第8号(第8条関係)

収 支 決 算 書

1 収入の部

(単位：円)

区 分	決 算 額	備 考
市補助金		
合 計		

2 支出の部

区 分	決 算 額	備 考
合 計		

様式第 1 号（第 5 条関係）

（一部改正〔令和 7 年告示 4 号〕）

様式第 2 号（第 5 条関係）

様式第 3 号（第 5 条関係）

様式第 4 号（第 5 条関係）

様式第 5 号（第 6 条関係）

様式第 6 号（第 7 条関係）

様式第 7 号（第 8 条関係）

（一部改正〔令和 7 年告示 4 号〕）

様式第 8 号（第 8 条関係）